

○総務省令第百十四号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第一百七十六条の二及び聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和二年法律第五十三号）第三十一条の規定に基づき、電気通信事業報告規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月二十日

総務大臣 村上誠一郎

電気通信事業報告規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業報告規則の一部改正）

第一条 電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

様式第28（第8条関係） 第1表 略 第2表 略 第3表 略	様式第28（第8条関係） 第1表 同左 第2表 同左 第3表 同左
様式第28の3（第8条関係） 第1表 略 第2表 略 第3表 略	様式第28の3（第8条関係） 第1表 同左 第2表 同左 第3表 同左

[2～8 略]

様式第28の4 (第8条関係)

[表略]

注1 「電気通信番号の種別」の欄は、「固定電話番号(0AB～J)」、「付加的役務電話番号(0120)」、「付加的役務電話番号(0170)」、「付加的役務電話番号(0180)」、「付加的役務電話番号(0570)」、「付加的役務電話番号(0800)」、「付加的役務電話番号(0990)」、「データ伝送携帯電話番号(0200)」、「データ伝送携帯電話番号(020C)」、「音声伝送携帯電話番号(060/070/080/090)」、「無線呼出番号(0204)」、「特定IP電話番号(050)」、「FMC電話番号(0600)」又は「特定接続電話番号(91CDE)」を記載すること。

[2～7 略]

様式第29 (第9条関係)

電気通信番号の使用状況報告等				年 月末現在
事業者名 法人番号				
電気通信番号の種別	自 社 が 指 定 を 受 け た 電 気 通 信 番 号	(1) 番 号 使 用 数		(4) 算 定 対 象 電 気 通 信 番 号 数 (1)－(2)＋ (3)
		(2) う ち 呼 転 送 機 能 等 に よ り 最 終 利 用 者 に 見 え な い 形 で 使 用 さ れ て い る も の の 数	(3) 一 タ ビ リ テ イ に よ り 自 社 の 最 終 利 用 者 に 使 用 さ れ て い る も の の 数	
[略]				
3 音 声 伝 送 携 帯 電 話 番 号	6 0、7 0、8 0 又 は 9 0 から 始 ま る 電 気 通 信 番 号			

[2～8 同左]

様式第28の4 (第8条関係)

[表同左]

注1 「電気通信番号の種別」の欄は、「固定電話番号(0AB～J)」、「付加的役務電話番号(0120)」、「付加的役務電話番号(0170)」、「付加的役務電話番号(0180)」、「付加的役務電話番号(0570)」、「付加的役務電話番号(0800)」、「付加的役務電話番号(0990)」、「データ伝送携帯電話番号(0200)」、「データ伝送携帯電話番号(020C)」、「音声伝送携帯電話番号(070/080/090)」、「無線呼出番号(0204)」、「特定IP電話番号(050)」、「FMC電話番号(0600)」又は「特定接続電話番号(91CDE)」を記載すること。

[2～7 同左]

様式第29 (第9条関係)

電気通信番号の使用状況報告等				年 月末現在
事業者名 法人番号				
電気通信番号の種別	自 社 が 指 定 を 受 け た 電 気 通 信 番 号	(1) 番 号 使 用 数		(4) 算 定 対 象 電 気 通 信 番 号 数 (1)－(2)＋ (3)
		(2) う ち 呼 転 送 機 能 等 に よ り 最 終 利 用 者 に 見 え な い 形 で 使 用 さ れ て い る も の の 数	(3) 一 タ ビ リ テ イ に よ り 自 社 の 最 終 利 用 者 に 使 用 さ れ て い る も の の 数	
[同左]				
3 音 声 伝 送 携 帯 電 話 番 号	7 0、8 0 又 は 9 0 か ら 始 ま る 電 気 通 信 番 号			

備考 表中の「」の記載は注記である。	
[注 略]	
[略]	
[注 同左]	
[同左]	

（第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則の一部改正）

第二条 第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 後		改 正 前	
別表第11（第25条関係）		別表第11（第25条関係）	
電気通信番号の種別	対象となる電気通信番号	電気通信番号の種別	対象となる電気通信番号
【略】		【同左】	
3 音声伝送携帯電話番号	6 0 0 C D E F G H J K、7 0 0 C D E F G H J K、8 0 0 C D E F G H J K又は9 0 0 C D E F G H J K	3 音声伝送携帯電話番号	7 0 0 C D E F G H J K、8 0 0 C D E F G H J K又は9 0 0 C D E F G H J K
【略】		【同左】	
【注 略】		【注 同左】	
備考 表中の「」の記載は注記である。			

（聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則の一部改正）

第三条 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（令和二年総務省令第百十号

）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 後		改 正 前	
別表（第27条関係）		別表（第27条関係）	
電気通信番号の種別	対象となる電気通信番号	電気通信番号の種別	対象となる電気通信番号
〔略〕		〔同左〕	
3 音声伝送携帯電話番号	6 0 0 C D E F G H J K、7 0 0 C D E F G H J K、8 0 0 C D E F G H J K又は9 0 0 C D E F G H J K	3 音声伝送携帯電話番号	7 0 0 C D E F G H J K、8 0 0 C D E F G H J K又は9 0 0 C D E F G H J K
〔略〕		〔同左〕	
〔注 略〕		〔注 同左〕	
備考 表中の「」の記載は注記である。			

附 則

この省令は、公布の日から施行する。